

申し合わせ事項

社団法人岡山県産婦人科医会（以下「甲」という。）と社団法人被害者サポートセンターおかやま（VSCO）（以下「乙」という。）は、甲乙間の平成 25 年 1 月 28 日付協定を実施するにあたり、次のとおり合意する。

1 甲の会員に関する情報の開示

- ① 甲は乙に対して、「甲の会員」に関する下記情報を開示する。

記

医療機関の名称・所在地・電話番号・診療日及び診療時間

- ② 乙は前項の情報を外部に公表しない。

2 VSCO の緊急医療費等支給制度

乙は、次の条件にすべて該当する場合にのみ、その費用を負担する。

- ① 対象事件

岡山県の「性犯罪に関する公費負担制度」の対象事件と同じ。

- ② 対象経費

初診料、検査経費、性感染症経費、緊急避妊措置経費、診断書料等

- ③ VSCO の紹介など

乙が、甲乙間の上記協定に基づき、甲の会員に紹介した被害者で、かつ、被害後 72 時間以内に診察・治療が行われたこと。

- ④ 公費負担制度の不適用

岡山県の「性犯罪に関する公費負担制度」が適用されないこと。

3 連携の取り方

- ① 乙が甲に被害者を紹介する場合には、別紙「情報提供書（相談票）」を用いて行う。

- ② 甲の会員が乙に被害者を紹介する場合には、別紙「情報提供書（問診票）」を用いて行う。

- ③ 甲又は乙は、乙又は甲から問い合わせがあった場合には、各自が実施した紹介後の支援内容等を互いに連絡する。

平成 25 年 1 月 28 日

(甲) 社団法人岡山県産婦人科医会
会 長 山 崎 善 久

(乙) 社団法人被害者サポートセンターおかやま
理事長 高 原 勝 哉